

特 240

530

日本新聞編輯局長 綾川武治著

共産黨を五等が排撃する五つの理由

『共産黨運動の真相と毒悪性』の改訂版

東京 禪の生活社發行

343

268



始



特240
530

日本新聞編輯局長 綾川武治 著

共産黨を吾等が排撃する五つの理由

『共産黨運動の真相と毒悪性』の改訂版

東京 禪の生活社發行



序

世界大戰末期以來、殊に露西亞革命以來、我が日本に過激なる革命的マルクス主義思潮流入し來り、漸次流行の傾向を辿り、言論機關を通じ、學校の教壇より、労働運動の間に於て、マルクス主義の宣傳頻りに行はれ、遂に我が國體の變革を目的とする共產黨を出現せしめ、大正十二年三月を第一次とし、次いで昭和三年三月十五日の大檢舉より、引き続き數次の全國的檢舉を見るに至つた。然るに共產黨運動はその戰術極めて巧妙であり、引續く檢舉にも拘はらず飽く迄我が日本に於てその跡を絶たんとせず、有ゆる變裝變形を以て、我が國體の破壊に向ひ、今日に於ても依然變形外廓機關を利用して益々その勢力を社會全面に擴大して止まないものである。共產黨の主體は或はその勢力を失つたかも知れない。けれども黨運動に加はらずとも、マルクス共產主義を奉ずるものは、學界、思想界、教育界、社會運動界に、夥しき數を算へつゝある。プロレタリア文藝の擡頭、新劇を標榜するマルクス主義宣傳劇の進出、流行新聞、雜誌に現はるるマルクス主義文學及び論說、それ等は公然社會的勢力を形成し來りつゝある。この現象は何を物語るか、何に原因するか。共產黨事件は、司法省の發表によれば、思想犯罪上未會有の事犯であり、我が日本の歴史上未だ

曾てなかつた日本國體の根本を破壊變革せんとするものであり、我が日本國家にとり不祥極まるものであるに拘らず、尙共產黨の色彩を有する運動が跳梁しつゝあるは、他にも原因を數へることが出来るであらうが、第一に、共產黨運動の國家國民に與ふる害惡に就て、當局及び識者が國民に對し説明することの不充分なるに由ると謂はねばならない。

共產黨を排撃せざるべからずとは、當局及び國家主義的識者のみの言ふ所にあらず、實にマルクス主義の黨與とも考へられる無產政黨方面、右翼の社會民衆黨も、左翼の勞農大衆黨も之を唱へて止まないものであるが、その何が故に排撃せざるべからざるや理由論據に就ての説明に至つては、甚だ不徹底たるを免かれない。さればこそ國民は、共產黨檢舉に就ても、今次の共產黨公判に當つても、その理由と真相を解するに苦しみつゝあるのである。實に我が日本國家の最大危險は、この共產黨運動の害惡に對する國民の無知、不識にあると斷ぜねばならない。

本著は、この缺陷を満たさんがためこの國民的危險を排除せんがため、編述されたものに外ならなし。

著者識

目次

序言……………一—二

一、共產黨についての無知無識を警む……………一—四

二、國體の變革と共產黨の獨裁的專制を夢みる非國民……………四—八

三、共產主義は經濟生活を破壊す……………八—一八

四、共產黨は日本國家の獨立性を奪はんとす……………一八—二二

五、共產黨は平時にも戦時にも自國敗北主義を實行す……………二二—二五

六、共產黨の非合法的暴力的殘忍非道の内亂戰術……………二六—三九

七、共產黨の犯せる重罪を現行の刑法に照して斷ず……………三九—五二

共産黨を吾等が排撃する五つの理由

綾川 武治 著

共産黨についての無知無識を著む

昭和三年以來我が國民に異常なる衝激を與へ、國民の注意を集中しつゝある共産黨運動に關する事件は、七月以來、公判に付せられてゐる。すべては判決を待つて明瞭となることであるが、この際共産黨事件に對し、國民は國民としての嚴正なる批評眼を具することが必要である。

しかるに、我が國民の共産黨事件に對する様子を見るに、多くは活動寫眞的事實に對するが如き興味を以てするにすぎずして、眞に憂慮すべき怖るべき國家的犯罪であることを知る向は、極めて少數にすぎないのである。而も將來我が日本の運命を負荷すべき青年學生はと見れば、その一部は

狂熱的崇拜の態度を持ち、多くは今日の社會制度から必然に發生する事件であるとなし、寧ろ消極的に之れを是認し支持する態度を示し、眞に國家の爲め怖るべく惡むべき犯罪であるとするが如きは、寧ろとして曉の星より稀であるの實情である。

翻つて、共產黨運動者はと見るに、引續く檢舉にも拘らず、勞農ロシアの支援を得て社會の各方面にその根を張らんと進出しつゝある。我が國民の共產黨に對する覺醒程度が前述の如き有様に、このまゝに放任されるものとするれば、日本國家の將來は、岌々乎として危い哉と斷ぜねばならぬ。

最近内務當局文部當局は、我が國家に取つて有害危険なるこの共產黨運動に對して、頻りにこれが取締と前後措置とを講じつゝあるが如きも、官私大學には尙相當数のマルクス主義學者が蟠居して、學生を訓化し、學校騒擾、跡を絶たず、流行新聞雜誌は、頻りにマルクス主義學者及び文藝家の論說創作を掲載し、マルクス主義運動を宣傳的に報道し、而して共產黨的運動に公然たる社會的勢力を與へんと努むるに非ずやと思惟せらるゝ態度に出でつゝあるのである。殊に一世を指導し、社會の木鐸たるの地位に立つ流行新聞は、徒らに刺戟強き報道によつて讀者

を吸収せんとする營業策から、共產黨運動の怖るべき惡むべき危険有害なる國家的犯罪なる所以を説明する事を避け、却てこれを支援しつゝあるの態度を探り、これが爲め我が國民の共產黨に對する判斷を誤らしむること甚大である。かくて一般國民は、共產黨運動の害惡を、徹底的に理解し得ないのである。

我が徒の最も危険なりとする所は、寧ろ共產黨運動そのものでなく、これに對する國民の無理解無知無識である。共產黨運動に對する警戒心の缺如である。この國民の實情を以てすれば、共產黨運動は、この虚に乗じてその銳鋒を逞しうし、遂に我が國家を彼等の陰謀の意の儘に導き國家崩壞の悲運を齎すや必せりと謂はねばならない。我が徒が繰返し共產黨の毒惡性を解明せんとするは、この危険を拂拭せん微衷に外ならないのである。

然らば、共產黨運動は、如何なる點に於て我が國家國民に對して有害であり毒惡であり危険であるか。この點を明確にすれば、共產黨運動に對する國民の判斷の標準が定まり、また國民は之に對して充分警戒しなければならぬと痛感せざるを得ないのである。その危険有害なる點は何處にあるか。

吾人の見る所によれば、共産黨運動の目的及戰術に於て我が國民にとつて有害毒惡なる點が五つある。

- (一) 國體の變革
 - (二) 經濟産業の破壊
 - (三) 國家獨立性の剝奪
 - (四) 自國敗北主義の實行
 - (五) 暴動内亂革命戰術
- がそれである。今この五項目に就て順次に説明して見よう。

國體の變革と共産黨の獨裁專制を夢みる非國民

勞農ロシアの憲法第三條及び第五條に明記されて居り、また去る大正十五年十二月山形縣五色溫泉の日本共産黨創立大會で決定した綱領にも明示されて居る所の條項に、次の如き意味の文字がある。

君主國體、民主國體を問はず、勞農ロシア以外の現存の國家は、悉くブルジョア階級支配のそれであるが故に、これ等の國家の根本組織（政治的、經濟的、社會的組織）を變革して、無産階級支配の組織にせねばならぬ。

といふ文字がある。これが、共産主義者の根本主張である。

共産主義者は、無産階級支配の政治組織を作ることと理想とし、常に「勞働者農民の政府を作れ」と唱へて居る。けれどもこの勞働者農民の政府なるものは、勞働者農民が全部これに参加して支配して居る政府であるかといふに、事實に於て決してさうでない。「無産階級獨裁の政府」といふも、決して無産階級全部が参加して獨裁するのではない。

勞農ロシアの實情を見れば、共産黨なる國民の一部から成る政黨の獨裁する政府である、更に事實に即して見れば、共産黨少數幹部、否、實力を有する一人の頭梁の獨裁する政府である。即ち勞働者農民の政府といふは、表面に掲げた看板にすぎず、事實内面は、この看板とは著しく異つたものである。

革命當初に於ては、レーニンがロマノフ皇帝に代つて支配者となり、レーニン死後は、スターリ

ンが支配者となつたのである。若しこれ等の支配者に反対するものがあれば、反革命とか反幹部とかの罪名によつて所罰されるのである。トロツキーは反幹部の罪名によつて國外に逐放され、カメネフ、ジノヴィエフ、レーニン夫人等の革職、最近ではブハーリン、ルイコフ等の免職が、この事實を明白に物語るものである。

共産主義は、それが實行され得べき可能性に富むロシアに於てさへ、これが實行出来ないといふ實證を、ロシア自身革命十年の實踐によつて提供したのである。されば世界の何れの地方に於ても、この共産主義は到底實行することは出来ないのだと断ぜねばならぬのである。それに拘らず、何故共産主義は、労働者なり無産階級なりの救世主でもあるかの如く、騒ぎ立て囁し立て、鳴物入りの宣傳を行ひ各方面に種々の騷擾を起し、運動を起し、策動策謀を試みつゝあるのであるか。これは、共産黨なるものが自己の手に政權を奪取せんとする方便にすぎないのである。

この共産主義を實行さへすれば、立ちどころに誠に結構此上ない社會が出来、皆樂をしてよい生活が出来るとの如く、大衆にうまいことを言つて欺いてゐるのは、このうまいことに惹きつけられて、彼等の宣傳に懸り、煽動に乗つて、彼等の革命運動を支援し、彼等に政權を獲得させるやう、

大衆を導くが爲めの外、何ものでもないのである。大衆を戦ひ取るのではなく、大衆を欺き取るためである。

而も此大衆を欺き取つた上は、この大衆は彼等の踏み臺となるだけである、彼等の獲得した政權の維持確保の爲めに利用されるだけである。

欺き取られた大衆は、彼等の所謂「主義のために」犠牲にされてしまふのである。窮乏のどん底に投げ込まれやうが、どうされやうが、顧られないのである。

加之、彼等は警察政治と軍隊の手によつて、極端なる壓制の下に置かれ、不平一つ言ふことも許されないのである。これは勞農ロシアの我々に立派に實證したところによつて明かである。

尙この共産黨は、極端な專制的の黨規を有し、而も秘密を嚴守することを強制されてゐるが故に、そこに極端なる少数者の專制が行はれてゐるのである。而してもしこの共産黨が革命によつて一度政權を獲得した際には、その國家には大衆政治とは全然反對なる寡頭政治少數政治が行はれる事、これまた勞農ロシアの實證する所である。然らばこの共産黨幹部なるものは、無産階級の名を潜し、無産階級獨裁を假冒して、實は自分等の政權欲、支配欲を満足せんとする野心家の少數集團

にすぎないといふことになるのである。即ち我が日本の共産黨を結成せる徒輩は、日本の大衆を欺き取つて、自己等の政權欲、支配欲を満足せんとする少數集團にすぎないのである。この少數集團が我等國民、我等祖先幾十億のものが共に神聖視し、これが爲めには身命をも抛ち來つた日本國家の根本基礎たる君民一家の國體を破壊し、これを變革し、その手に政權を奪はんとするのである。斯くの如きは、我等日本國民の堪へ得る所でないのである。彼等は、我等國民の尊信措かざる萬世一系の〇〇の御地位を危からしめんとするのである。彼等は、我等にとつて、不倶戴天の敵でなければならぬ。

共産主義は經濟生活を破壊す

共産黨の標榜する共産主義なるものが、實際に實行されて、國民の福利を増進し得るものであるならば、而して眞に人類の福祉向上を計り得るならば、共産黨の爲す所に、幾分慰すべき點がないではない。少くとも政權欲満足の爲めに政權獲得の爲めに、偽りの看板を掲げて、大衆を欺きこれを踏み臺とするといふ非難だけは免れることが出来る。

けれどもこの共産主義なるものは勞農ロシアに於て殆ど全然といふべき程度に失敗した實證を提供してゐるのである。これに就て、マルクス主義者共産主義者の徒は、口を極めて

『それは資本主義諸國が勞農ロシアに對して經濟的封鎖をして居るから出来ないのだ、それは共産主義に責任があるのでなく、寧ろ資本主義諸國家に責任があるのだ』

と辯護して居るが、これは共産主義者一流の、責任を他に轉嫁する戰術を用ふるものに他ならない。共産主義一流の詭辯戰術に外ならないのだ。

今日世界に於て、自給自足の出来る可能性の最も多い國は、北米合衆國とロシアとである。人口稀薄で、資源豊富で、土地が肥沃で、農産物生産が極めて豊富であり得る國は、譬へ外國から經濟封鎖を受けても、食糧や簡單な生活必需品の窮迫するが如きことはあり得ないのである。即ち非常の際に於て自給自足が出来る國柄である。

然るに、一九一七年十一月革命後の勞農ロシアの状態はどうか。共産主義になれば、國民生活は必ず窮迫から免れる、豊富になるといふ宣傳で、革命に突進した露國民は先づ、生活必需品の分配を要求した。

共産主義の原理には生活は個人に責任なく、國家がこれを保証するのだといふことがある。生活のことは、國家に任して置けといふ氣持になつて露國民は、先づ生活資料、消費物資を國家から配給されることを要求した、がその物資がなかつた。労働の提供、生産の努力は、二の次となるから、無い物資が更になくなつて來た。生活能率の總低下といふことが、革命直後の勞農ロシアを襲つたのである。

そこで共産主義とは相反する『民族自決』といふ政策を餘儀なくせざるを得なかつたのだ。一九一八年一月この政策が發表されるや、急進理論派の連中から反對論が出た。

けれども露國全體に、生活物資の國家配給をして居つた日には、直に、國家破産にならざるを得ないから、レーニンはこれ等の反對にも拘らず、この政策を先づ斷行したのである。而しこれに次いで『強制労働』なる政策をとつた。共産主義政治になつて、生産率は益々低下する許りで、國民悉くは生活窮乏のドン底に陥らねばならない有様となつた。

この窮狀を救ふために、労働を強制するといふ事にしたのだが、露國民労働者にとつては、天國が來なくて牢獄が來たといふ感じが起らざるを得なかつた。

政府者や共産黨なども自ら範を示すといふので『土曜労働』といふことを始め出した。それでも、一旦、共産黨の公約を信じた露國民は、働くことよりも先づ生活物資の配給を求むるに急にして、労働方面は、益々疎かとなる許りであつた。

殊に慘憺たるものは農民であつた。國家配給のために、先づ、必要であつたものは、食糧穀物であるが、これは農民の生産する所、貯蔵する所のものであつた。國家に資金がないから、農民に代價を拂つて、それを國家のものとする譯には行かない。そこで無償強制徴發を行つたのである。

農民はその家族所要の分だけを残して、その残餘は悉く政府に差出さねばならない。かうなると、農民は働くだけ損だといふことになり、皆相率ゐて自分の家族の食ふだけの作物しか作らなくなつたのである。都會方面では益々食糧の必要に迫られ、農村に向つての食糧供給を政府に迫る、政府では農村に向つて益々強制徴發を行ふ。穀物を隠匿する者は嚴罰に處し、それでも出さなければ武器を以て脅迫して徴發する。到る處の村々は機關銃を以て脅かされるといふ有様であつた。

そこで益々農村では穀物を作らなくなる。作つて嚴罰に處せられたり、機關銃で脅かされては堪まつたものではないからである。其處へ持つて來て、ヴォルガ河沿岸七縣の旱魃といふことが起つ

た。南部ロシアの黒土地帯は歐洲の穀倉と言はれた地方だ。この地帯でも穀物がみられない。そこで、一九二〇年から二一年にかけての勞農ロシアの大飢饉といふことになつたのである。工業製品もなければ、食糧もない、食ふに食なく、着るに衣無き状態、宛然生き地獄の有様が勞農ロシアに出現したのである。

飢饉に見舞はれたロシア全國の情況はどうであつたか。この惨害を受けたのは飢饉地方ヴオルガ七縣だけではなかつた。

この飢饉地方の各村落に於ける餓民の群は、穀物の外青い物といふものを残らず食ひ盡し、犬猫から鼠蟲類まで食つて、全く食ふ物がなくなつた時には附近の村へ流れを成して押し出したのである。附近の村を食ひ盡して了つた時には、又次の附近の村へ押し出して行つて、そこに残つてゐる物を食ふ。斯くして餓民の群は、始め數百であつたものが、千となり、二千數千となり、萬となり數萬となつて、ロシアの曠野を怖ろしい勢で押し廻つたのである。或獨逸の新聞記者はこの有様を見て『恰も蝗の大群の如く』と形容したが、これは東歐方面の農村に襲來する蝗の大群の怖ろしい勢ひに譬へたのである。

斯かる間に、この餓民の群を襲つたものは更に怖るべき疫病である。飢餓チブス、飢餓肺炎、飢餓感冒、等の爲に斃るゝもの算なく、斃死體は累々として到る處に横はつてゐた。而も尙食物全くなく、飢餓の極に達した群集は、遂に空腹の餘り、此斃死體の人肉まで争ひ食ひ食ふといふ、宛然生き地獄の有様を呈した。今や死物狂ひになつた餓民の群が、期せずして皆一様に目指す所はロシアの國都モスコイである。譬へ物資貧弱とは言ひながら、モスコイは都である。都にさへゆけば何かある。モスコイは彼等にとつて生の希望を與ふる『救ひの地』でなければならぬ。

我もくとモスコイ指して、餓民の群が押し寄せて來る。驚き怖れ戦慄したものは、モスコイの市民であり、勞農政府であり、共產黨幹部である。若しこの幾百萬の餓民の群に襲來されんか、ナポレオン襲來當時以上の悲惨なる運命に落ちねばならぬ。モスコイは全く廢墟と化さなければならぬ。モスコイ市民の生命さへ危い。そこで勞農政府は、モスコイを、この飢民の群から防ぐために、その周圍に堡壘を築き、野砲の列を布き機關銃を据えつけ、飢民の群來ると見るや、遠慮會釋なく發砲して砲火銃火を浴せかけたのである。

救ひの都モスコイを望み見て歡喜の極に達した飢民の群は、その希望も束の間、救ひの手の代り

に死の砲火を受けた、これ程の幻滅、これ程の悲愴は、またとあらうか。死屍は累々としてモスコ
ー郊外に堆く横たはつたとは、獨逸やアメリカの新聞記者が書いた許りではなく、勞農ロシア自
身の新聞にも發表された所だ。

共産主義の革命さへ成就すれば、天國が來ると聽かされたために、このおだてに乗つて革命を成
就させたロシア國民は、今共産主義實行の結果が、如何なるものであるかを、まさしくと實見し
た。それは全く天國でなく、地獄そのものだ！ 全く革命運動者のため、共産主義者のために、欺
かれたのだ！

けれどもさう眼覺めた時には、もう遅かつた。勞農政府は、極めて鞏固な警察政治（コンミツサ
ール）を組織し赤衛軍を組織し、政府に對して、一寸でも怨聲を漏らせば命がない。反革命の罪に
より牢獄に繋がなければならないのだ。言論、集會、結社の自由は一切奪はれて、如何に壓迫を
受け虐政を布かれても、これを非難する意思を發表することが出来ない。反抗運動を起さうにも起
すことが出来ないのだ。

けれども勞農政府は狡猾い共産主義者だけあつて、この飢饉は、全く天災から來たものだと言傳
し、耳を聳する許りに叫び立てた。外國の共産主義者にも指令を發し、盛んに飢饉救済の運動を起
させた。

勞農政府の宣傳で、この飢饉が如何に天災から來たものだと言ひ立てられても、其の原因は決し
て天災のみでない、不可抗力なるものゝみではない。根本原因は、人爲的だ、勞農政府の政策が
悪いからだ。否、共産主義其のものがさせたのだ。農民を極度にいじめ、自分の家族の食ふだけ
のものしか作らなくなつたからだ、農村の穀物貯蓄を根こそぎ奪ひ、全く缺乏させたからだ。而し
て、革命により政權を奪取し政權慾を満足し切つた共産黨幹部等、勞農政府員等は、彼等が革命前
に盛んに攻撃したブルジョア其の者の如く、飢饉の眞只中に、モスコ、クレムリン宮殿内にあつ
た。山海の珍味佳肴を積み、贅澤な酒類飲料を集めて、長夜の宴を張つたとは、露人記者が窃に撮
つた飢饉當時の寫眞が物語つてゐる。少くとも、露國民が飢饉のドン底に投げ込まれてゐる時、共
産黨員だけは決して飢ゑることなく、暖衣飽食して政府の御用を努めてゐたのだ。

勞農政府が、如何に巧妙なる宣傳と、如何に嚴重を極めた警察政治とを以てするも、更に軍隊の
力を以てするも、この飢饉を救済することは出来ない。國民生活の窮乏を癒やすことは出来ない。

而も國家の力を以て、一切の國民生活問題は、全部的に解決されるといふのが、共產主義國家の建て前である。その國家が、今は此の飢饉に向つて、全く無力となつたのだ。勞農露國としては、茲に何等かその方向轉換を求めなければならぬことになつた。

斯くて案出されたのが『新經濟政府』なるものであつた。一九二一年三月、共產黨大會に於てレーニンは大聲叱呼して、ソヴェット・ロシヤに於て、今や共產主義政策の遂行し得なくなつた事情を述べ、而して新經濟政策を探らなければならなくなつたことを説いて、驚くべき聲明に出たのである。それは

『今より後、我がソヴェット・ロシヤに於ては、國家が個人及びその家族の生活を保障すること
を止め、個人自身が個人及びその家族の生活に對する責任を負ふことにしなければならぬ。それ
が共產主義でなからうがどうであらうが、今眼前生死の窮境に陥つてゐるロシヤを救ふには是よ
り外に方法はないのだ』

といふことであつた。これは明かに共產主義根本原理の放棄、少くとも共產主義の一大退却でなければならぬ。

國家が國民の生活を保障せず、國民自身がこれを保障せねばならぬといふ形態は、明かに、個人主義的資本主義的經濟形態でなければならぬ。即ち共產主義の原理を實際に行ふことの不可能なることは、ソヴェチズムの大先達レーニン自らが承認し、半資本主義的經濟組織への退却の餘儀なきことを告白したのである。而してソヴェット政權が樹立されて以後のロシヤ十ヶ年の經驗は、明かにマルクスのいふ如き共產主義への進化過程の假空なりしことを實證してゐる。即ち資本主義的社會より社會主義（共產主義）社會への、必然的過程なるものは、單に文字の上に存するに過ぎず、ソヴェット十年の實驗は、寧ろその逆過程を示してゐると云つても、過言ではないのである。

ソヴェット政府部内に於ける純理派、即ち純共產主義派が如何にこの爲に苦悶し、實際派、即ち現に最高幹部を形成しつゝある一派と、如何に眞剣に理論の闘争を重ねた所で、現實に於ける『反共産的』若しくは『非共産的』退化の形成は如何ともする能はず、やがては彼等自身、ソヴェット政府部内より失脚没落の悲運に際會せざるを得なかつたのである。

レーニン未亡人、カメネフ、ジノウイユフ、トロツキー等の原理派が、ロシヤ共產黨を分裂せしむるてふ名の下に、相次で政權の中心から追はれた皮肉な現象は、現在のロシヤ共產黨が、如何

に非共産主義的であり、彼等の政權の實際が如何に非共産主義的であり、彼等によりて統制せられつゝあるロシアの社會が、如何に反共産主義的社會であるか、それを有力に物語るものであらねばならない。

共産主義實行の可能を信する人達、といふより、共産主義的革命を企圖しつつある日本マルキスト達、その人達と雖も、恐らくは彼等自身が高唱しつつある理論の眞理なることを本當に確信し、それが原理の實現に向つて眞實に熱情を燃焼しつゝある者は稀であつて、上記レーニンの告白やロシア十年の經驗に徴して、私に共産主義實行の不可能と共産社會への進化過程の非必然性を認識しつゝあるものであるに相違ない、然も彼等の權力慾、政權掌握慾が、彼等及び彼等の同志を驅つて矯激なる計畫を實行せんとするに至らしめたものと見られ得るのである。

共産黨は日本國家の獨立を奪はんとす

日本に於て共産主義を奉じて、労働運動、社會運動、而して政治運動を起しつゝある徒輩は、彼等の企圖する事を最も實現し易き場所と斷すべきロシア、人口稀薄資源豊富なる勞農ロシアに於て

さへ、實現不可能なる事を實證された共産主義なるものを、何が故に鳴り物入りで、擔ぎ廻り宣傳してゐるのであるか、それは彼等の政權獲得慾の爲であり、大衆に對する支配慾のためであることは、既に再三これを詳述した如くである。

善意に解すれば、中には共産主義を來るべき社會の唯一至高の指導原理と考へて居る者もあるであらう、けれどもそれは悉く小數頭目のために利用されてゐるにすぎない。その中心目的は、一貫して、日本國家の政權奪取であり、大衆煽動であり、國民の戦ひ取りであり、而して日本國家の革命である。

彼等の奉じてゐる共産主義原理なるものは

『國家は死滅すべきもの』

『無産者には祖國なし』

『失ふ所は鐵鎖（階級專制國家の力）得るものは全世界』

といふ内容を包含するもの、彼等が日本國家の政權奪取、日本革命の目的を達するために、もとより日本國家の地位及び將來、日本國民の名譽幸福など問題とならない筈である。而して日本國家

の獨立性を喪失しやうが、どうしやうが、これ亦彼等の問題とする所でないのである。さればこそ日本國家に致命傷を與ふることを敢て辭せず、日本國民の福利を殘害するも意とせず、遮二無二共產主義の煽動に、うき身をやつすのである。

昭和二年十二月、山形五色温泉に於て發會式を舉行した日本共產黨は、その宣言の冒頭に於て、『日本共產黨は、國際共產黨（コミンテルン）日本支部としてゝあつて、斷じて獨立したものでな

』と聲明してゐるのであるが、一朝日本共產黨なるものによつて我日本の政權が奪取されるとした場合、我が日本國家は當然勞農ロシアにある（コミンテルン）本部よりの指令を仰ぐ國際共產黨（コミンテルン）の附屬國、事實に於て勞農ロシアの支部國、即ち屬國となり、日本國家としての獨立性を全く喪失し去ることは、必然に導かるべき結果でなければならぬ。

彼等の實際活動を見よ。

『勞農ロシアを守れ』

と呼號しつゝ、日本國家を破壊混亂に導かんとしつゝあるのだ。彼等にとつて大切なのは、日本

國家でなく、勞農ロシアだ、彼等は斷じて日本を護らうとはしない、勞農ロシアを護らうとするのだ。彼等の奉ずる國家は、勞農ロシアで日本ではないのだ。

さればこそ、日本の祝祭日を祝はないで、勞農ロシアの祭日を祝つてゐる。十一月七日の露國革命記念日は彼等の一大祝祭日だ、五月一日のメーデーは、國祭日以上の大祭日だ。而して勞農ロシアの政府なり、勞農組合幹部なりに對しては、公然指導を懇願し連絡を切望してゐる。彼等は最早日本國民ではなく、勞農露國民だ、國民同胞ではなく、異邦人だ。

斯くの如き心理を抱懐し、本質を有する彼等共產主義者は従つて彼等の祖國たる勞農ロシアに忠ならんとして、勞農ロシアの國家的發展を圖るべく、その障礙物であり、その餌食に外ならない我が日本國民を破壊して、勞農ロシアに奉獻せんと努力しつゝあるのである。茲に至つて、彼等の運動の賣國性（他國の屬領保護領たらしめて、然る上政權を得んとする）は益々明確となり、我が日本國家、日本國民にとり、彼等の内敵性は、益々明白とならざるを得ないのである。

我が日本の歴史に於て、多くの叛逆者があつた。或は平の將門、或は足利尊氏等である。けれど彼等と雖も、決して日本の獨立性を失はしめんと企てたものではなかつた。足利義満、足利義政

等は財を得んとして明の封冊を受けた。けれどもそれは單に名目だけのものにすぎなかつた。

二二

然るに我が日本今日に於ける共產主義者等は、名實共に我日本を勞農ロシアの隸屬國たらしめ、日本國家の獨立性を失はしめんとするのである。我が日本國民、我等の祖先は如何に國民相互に苦難を嘗め、國民相互に苦闘し來つたとは云へ、未だ會て日本國家を擧げて外國の隸屬國としてその苦難を去らうとした者はなかつた。

單に物質的の幸福だけを求むるならば、或は朝鮮或は支那、或は西洋諸國の屬國になつてゐた方が、よりよかつたかも知れない。けれども敢てそれをしなかつたのは、日本國家に據つて、日本國家にあらすんば、爲し遂げ得がたい文化的使命を達成せんことを念願し、更に因縁に據つて與へられた日本の國家的生命を飽迄維持しようとの、自主自立の精神に燃えて居たればこそであつた。

然るに今は物質的福利を名とし、自己等の政權慾満足の爲めに、自國を他國に奉獻しようとする卑劣漢、共產主義者を出したのだ。我等は祖先の爲め、國民同胞のため、この賣國卑劣漢を剿滅しなければならぬ。

共產黨は平時にも戦時にも自國敗北主義を實行す

共產黨の根本精神の重要な一つが『無祖國主義』であることは、マルクス・エンゲルスの『共產黨宣言』から彼等一黨の常に高調し來つた所であるのみならず、苟くも社會主義的思想を有するもの殆ど、悉くが主張し、支持する所である。

この『無祖國主義』は、彼等の所屬し居住して居る國に對して如何に働くか。

彼等の目的は、前述の如く世界革命への道程として自國國體を變革し、彼等一味の專制政府を組織するにある。この目的から、彼等は、自國國家に對して破壊の斧を揮はんとするのである。

その戦術は、自國敗北主義である。この自國敗北主義が、明確な觀念によつて、共產黨の戦術となつたのは、一九一五年八月、レーニンが瑞西に亡命中、同地で發行したソチアール・デモクラツト誌（社會民主評論）の卷頭論文に發表してからであつた。而してレーニンは、一九一七年七月、獨逸の手で歸露してから、この戦術を露國內に於て遺憾なく發揮した。即ち露國內激化のため、凡ゆる策動をなすと共に、對獨戦線に於て露國軍を敗北せしむべく策動したのである。

この戦術を、日本共産黨も採用して居る。同黨の機關誌『赤旗』に發表された、同黨『當面の對策』の第七『戦争に當面しての戦術』に掲げて居る所を見れば、

- 一、自國政府の敗北。
 - 二、内亂への轉化。
 - 三、愛國派運動の内面暴露と剿滅。
- といふのである。

この自國敗北主義の戦術は、主として戦時の共産黨行動に關するものであるが、平時に於ても當然採相されなければならぬ戦術であることは論を俟たない。即ち彼等共産黨一味は、平時に於て凡ゆる手段を以て、自國政府の對外的立場を不利に陥れ、外國政府を支援して、自國政府の外交失敗を招くべく、これが爲めには、如何なる賣國的行爲をも、敢て辭する所でなく、進んで賣國的行動に出るのであるが、戦時に於ては、彼等の革命を實行する絶好の機會である所から、この自國敗北主義の戦術は、最も徹底的に發揮されるのである。

國際共産黨が世界に放つた指令によれば、

戦時に於て、先づ軍隊の士氣沮喪破壊を計り、軍隊内の細胞の活動から軍紀破壊を試み、更に全國的總同盟罷業を行はしめて、戦争遂行を不可能ならしめ、火藥庫、兵器庫、發電所、交通機關を破壊し、以て軍隊の活動を妨害し、一方植民地獨立騷擾を行はしめ、軍隊の力をこの方面に割かしめ、敵飛行機敵艦の砲撃を遮へて、都市住民を混亂の極に陥らしめ、尙頻りに放火し、水道、鐵道、電線、道路の破壊を試み、都市を暗黒化し糧道を絶ち、この混亂裡を利用して政權の一擧奪取を行はんとするのである。

茲に至つて、彼等の賣國性は、同胞を賣るも甚だ憎むべきものと謂はなければならぬ。從來我が日本に於て叛逆者といふ叛逆者の中でも、彼等の如く日本國家を内部から崩壊せしめ、外國の勝利を得しむべく、自國を敗北せしめんとするものは斷じてなかつた。實に共産黨は、日本國家にとり怖るべき獅子身中の蟲でなければならぬ、彼等の惡虐殘忍は、天人共に許し得ない。極惡非道の限りである。日本國民は、この點に於て彼等を徹底的に討滅せねばならぬのである。

共産黨の非合法的暴力的残忍非道なる内亂戰術

二六

共産黨運動の毒悪性の第五は、その戰術が所謂合法的手段にあらすして、非合法的手段であり、具體的に言へば直接行動であり、暴力手段であり、更にこれを發展せしめた内亂の手段であることである。

昭和三年十二月二十二、二十三日、本所公會堂に於ける新勞農黨發會式席上に於ての河上肇博士の演説及びその決議に現れた、非合法的手段を採用するとの趣旨は、明かに共産黨の戰術を表明したものと見なければならぬ。

日本共産黨は、政黨として結黨されたとは云へ、この政黨は議會制度を是認して、議會を通じて、合法的手段によつて、その政策の實現を期するものでは斷じてない。

彼等の根本目的は繰返し述べ來つた如く、日本國家を根底より覆へし、日本國家を革命するにある。而してこの革命は、平和的穩和的でなく、過激的暴行的に行ふといふのである。

この趣旨は日本共産黨の正式機關紙『赤旗』及び地方機關紙『赤色信越』等にも昭和三年一、二

月の交、政綱の註釋として發表されてゐる。それによれば、共産黨員が議會に参加するのは、議會を内面より爆破することにあるのである。議會を是認して参加するのではないのである。

今、日本共産黨の機關紙『赤旗』に掲載された議會對策なるものを参考までに以下摘記して見よう。

ブルジョア議會に参加する共産黨は、ブルジョア國家機關を内面より破壊する爲めに参加するのである。あらゆる階級闘争は政治である。結局權力の闘争である。

ブルジョア議會を顛覆し自己の權力を確立する爲めには、ブルジョア機關を其儘に繼承することは出来ない。それを破壊して新しい國家機關即ちソヴェートを作らなければならない。

共産黨は、改良的法律を獲得する爲めに、議會に参加するのではない。

ブルジョア國家の中心にある議會を、内部から破壊する爲めである。階級闘争の主要なる點は、議會にあるのではない大衆にある。議會はその一部分である。議會内に於ける闘争は階級闘争の根本問題を解決することは出来ない。

共産黨は大衆闘争に依り、ブルジョア政權を奪取することを目的とする。大衆闘争は内亂にま

で發展しなければならぬ。

この發展に對して一の補助的地點たるものが、議會である。共產黨の議會參加の意義は、この補助的地點を占領する爲めである。

共產黨が斯かる指令を發して居る時に當つて、彼等の機關紙たる『無産者新聞』準備關紙たる

『労働農民新聞』の紙上には、盛んに

『檢舉者を腕づくで取り戻せ』

『大衆の威力に怖れて警官等が逃げ散つた』

『奴等をぶん殴れ』

『彼等を叩きのめせ』

『警察に押し掛けろ』

『腕と腕とをしつかり組んでデモをやれ』

『△△ゴロツキをぶちのめせ』

『敵の演説會場を腕づくで占領しろ』

『警官を威壓して一步も踏み込ませなかつた』

『彼等は堂々と凱旋した』

等々の用語が亂發されたのである。

これ等は、皆共產黨そのものが持つてゐる根本戰術たる暴力戰術大衆闘争戰術の表現されたものに外ならない。而して暴力の行使、大衆闘争の展開等は、之悉く『内亂』の準備行爲練習行動でなければならぬ。労働爭議を悪化せしめ、騷擾化し、暴力化して來たのもそれである。一切が、内亂革命の豫行演習、練習行動、準備運動でなければならぬのだ。これが共產黨の具體的戰術なのだ。

かくて、日本の無産黨運動、労働運動、社會運動を悪化激化せしめて、大衆闘争に導き、進んで内亂にまで發展せしめようとする共產黨運動の戰術は、ただ我が日本に於てのみではなく、各國共通の戰術である。

嘗ては無政府主義者なり、虚無黨員なりが、この過激なる暴力手段を採つてゐたが、今日は、共產黨特有のものとなつたのである。而して各國共通であるといふ原因は、共產黨が過激革命を主張

するマルクス主義を共通に奉じてゐるといふ所から来ては居るが、最も有力なる原因は、労働ロシアのモスコに本部を置く国際共産黨（コミンテルン）本部から世界共通に指令を發し、各國の運動者がこれによつて行動するからである。

過激行動の例は、一九一七年七八月の交から十一月に亘る労働ロシアのレニン、トロツキイ等の革命運動に、最もよく現れて居るが、その後労働ロシアは、世界各國に、過激共産主義者を派遣して、第三インターナショナルの指令を傳へ、各地の共産主義者及労働者農民を煽動指導して、過激運動を起させたのである。

ラデツク、ベラクン、ヨツフエ、カラハン等は、歐羅巴亞細亞方面に出動した巨頭であつた。彼等のために、埃太利、匈牙利にソヴィエツト政府が樹立され、獨逸にはスバルタクス團なる過激團體が生れ、ブルガリアでは、幾回かの過激騒擾が勃發し、中央亞細亞は労働ロシアに強壓的に隸屬せしめられる事となつた。

獨逸スバルタクス團の暴力的過激行動、ブルガリアに於ける教會爆破等は、共産黨の過激戦術の最も顯著なるものであるが、我が日本に最も手近な例は、支那共産黨の過激手段である。廣東省に

於ては、國民革命以來最近の共産黨革命に至る迄の間、數十萬の犠牲者を出し、漢口を中心とする湖南省に於ても、また北伐軍到着以來同じく數十萬の無辜の國民が殺戮されてゐる。支那共産黨は、巧に土匪暴民を煽動し、所謂土豪劣紳を縛縛監禁、而して虐殺を逞しうしてゐる。

今日支那からは、労働ロシアから派遣されたボロチンや、ガロン將軍等は、自覺した國民黨の手によつてロシアに追ひ還されたが、共産黨の運動は、今尚絶ゆることなく、依然として労働ロシアの指令を受け、極秘裡に團結し集合し、大會等も開いて、過激暴力運動を續けてゐるのである。（支那共産黨第六回及第七回大會は極秘裡に開會されその大會記録は公然出版されてゐる）

かくて、各國に共通的に、共産黨の暴動を起させるについては、各國に支部一箇宛を作り、これをその國の共産主義革命運動の指導機關とし、總本部として置くのである。この支部に對して國際共産黨（コミンテルン）は、時に應じ、事情に應じ、或事件に對し、夫々細密に亘つた指令を發するのではあるが、一貫徹底して何時何處に於ても、それに準據すべき運動の根幹方針を成す所の方針書が授けて置いてあるのである。それは漸を追つて順序を立て、宣傳煽動（所謂アヂテーション）で略して單にアヂといふ）示威的大衆運動（所謂デモンストレーション）で略してデモといふ）を行

ふべき手段を、明細に記述したもので、或は労働者、或は農民、或は青年、或は議會、或は植民地、或は軍隊、或は戦時、或はその煽動指導の對象體、及びこれを行ふべき時機について分類し、極めて組織的の行動綱領を示したものである。これは所謂『革命操典』であつて大體はブハーリンの案出に成る革命段階の原理に基いたものである。

ブハーリンは革命の順序を

- 一、思想革命——（イデオロギー革命で、共産主義一流の用語を普及させて、人間の考へ方をこれによつて變へて了ふといふのである）
 - 二、政治革命——（時の政府には、如何なる政府にも反対し、君主國體ならそれを民主國體に變革し、それから共産主義的政府にまで變へて行かうといふのである）
 - 三、經濟革命——（資本主義から共産主義の經濟組織にしようとする）
 - 四、社會革命——（共産主義社會の組織を意味する）
- となるのであると説いてゐる。

けれども、これを爲すには資本主義と妥協してはいけない（獨逸の社會民主黨や、英國の労働

黨や、資本主義と妥協してゐるから、日和見だとか、裏切りだとか、言つて攻撃して居る）而して時機さへ來れば斷階の如何を問はず、否寧ろ時機と機會とを強いて作つて、出来るだけ急激に革命を成就しなければならぬ。そして無産階級獨裁政府（實は共産黨幹部獨裁政府）を作らなければならぬといふのである。

茲に於て過激暴力手段が必要となり、内亂にまで發展させねばならぬ大衆闘争手段が必要となるのである。

然らば『革命操典』は組織的に如何なる内容を以て革命の指導を與へてゐるか。

今その大要を述べれば次の如くである。

一、労働者に對しては

同一の工場なり會社なりの全労働者を一個の組合組織とし、共産黨員を幹部として、これを共産主義的革命的とし、各組合の連絡をつけ、大衆闘争の基本主力團體とする。

二、農民に對しては

小作組合を作らせ、これに共産黨員が幹部として入り込み、極力争議を煽動し、これを悪化せし

め、又は仲裁の勞を執るかの形をしながら、小作人間に共産主義を宣傳する。

三、青年に對しては

(イ) 共産黨員の經營する農民學校、勞働學校を作り、又は既設の農民學校、勞働學校に入り込み、教育の名の下に共産主義を青年に植付ける。

(ロ) 各大學、各學校内に、共産主義の研究及び宣傳を内容とする社會科學研究會を設けさせ、これを宣傳及び實行機關とする。

(ハ) 従來の少年團、青年團を破壊し、反對に、共産主義的青年團を設ける。

四、議會に於ては

(イ) 言論の自由を標榜し、曝露戰術を用ひ、共産主義を高唱し、國家の爭議の爭亂を促進し、同盟罷業、其他の革命運動、社會運動を聲援する。

(ロ) 議員として議會の秘密會に加はり、國家及び國際間の機密を探がして、これを本部(勞農ロシアに在る)に報告する。

五、植民地に對しては

(イ) 自國の植民政策を攻撃して、植民地の獨立運動を援助する。

(ロ) 自國の軍隊に、屬領の民衆に對する壓迫の不可を宣傳し、自國軍隊の植民地内不穩鎮壓を阻止し不能にする。

六、軍隊に對しては

(イ) 各軍隊に共産黨細胞を組織し、絶えず共産主義の宣傳を隊内に行はせる。

(ロ) 軍隊内の宣傳は、監視嚴重の爲め困難であるから、入營前の壯丁に、共産主義思想を吹き込むことに極力努める。

(ハ) 軍國主義に反對し、軍備の縮少を唱へて、國民の軍隊を支持する意志を喪失せしめ、一方、兵卒に對する虐待なるものを捏造して誇大的に宣傳し、將校と兵卒との間を離反し、軍の統制を不可能ならしめ、また軍人及軍隊の名譽を傷つけるやうな事件を探がし出し、若しくは捏造し、國民の軍隊に對する信頼の念を喪失せしめる。

七、戦時に於ては

(イ) 戦争反對の言論を放ち、實際活動を起して、國民の戦争に對する支持的意志を喪失、若く

は薄弱ならしめ、國民と軍隊との間に連絡を断ち、軍隊の士氣を破壊沮喪せしめる。

(ロ) 全國的總同盟罷業を煽動し、これを實行せしめて、戦争繼續を不可ならしめ、遂に中止せしめる。

(ハ) 殊に戦争に直接關係ある兵器工場、其他軍需品工場、鐵道、船舶等の労働者に罷業を行はせ、又一方火藥庫、兵器庫、發電所印刷所等を破壊して、自國軍隊の敗北、従つて戦争中止を止むなきに至らしめる。

(ニ) 戦争と同時に、植民地の叛亂及び獨立運動を起させる。

(ホ) 軍隊内細胞の秘密活動により、軍紀を破り、戦争反對の空氣を作らせる。

(ヘ) 敗戦の機に乗じて、凡ゆる不滿批難を動員し、政府攻撃に向はしめ、政府顛覆政權奪取に猛進せしめ、

(ハ) 敵飛行機及び敵艦の攻撃により、都市の住民の混亂する時に乘じ、火事を起させ、鐵道、水道、電線を破壊し、益々都會を混亂せしめ、一舉にして中央政權奪取に向ふ。

これによつて見るに、如何に露國が悪辣非道なる手段を以て他國の内部を攪亂せんとしつゝある

かが明白であると共に、この露國の指令を奉じて居る共產黨なるものが、残忍非道なるものであり、自國民同胞をも、勞農ロシアに賣らんとする陰險極まる不逞意圖を抱いてゐるか、明白であらねばならない。

日本共產黨が、我が日本官憲の手によつて、遂に檢舉せられるに至つた根本原因は、天皇中心政治の日本國體を變革して、表面は「労働者農民の政府」即ち「無産階級獨裁政府」事實に於ては「共產黨幹部獨裁政府」を樹立せんとする異圖を抱いて居る處にある。が、日本國民として反對しなければならぬ根本理由は

一、國體變革の策動。

二、日本國家獨立性の剝奪。

三、自國敗北主義。

四、政權奪取の爲めの内亂戰術。

の四點にあるといはねばならない。殊に第四の政權奪取のための内亂戰術に至つては、同胞隣人を生活窮迫のドン底に投げ込み、その生命をも犠牲にせしめて、内亂即ち同胞相殺の慘劇をまで敢て

せしめて、遮二無二に共産黨幹部の政權欲を満たさんとするものであり、貪婪の極み、貪欲の限り、恐らくこれ以上の貪婪貪欲はあり得ないのであらう。

然らばこの共産黨運動は、人類協同の敵であると断ぜねばならない。而して勞農ロシヤが、この殘虐極まる共産黨運動を指導し命令して、總本部をなしてゐるとすれば、實に勞農ロシヤそのものが人類協同の不倶戴天の公敵であると断ぜねばならぬのである。

而も尙共産黨一派、共産主義者は『勞働者の生活向上の爲め、福利増進のため』に共産黨運動をすると得々と號稱してゐるのであるが、今日までの彼等一派の策動のために、彼等の同階級にあるといふ勞働者の如何に多くを犠牲にしたるか、勞働爭議悪化のために、官憲の爲めに捕はれ、囹圄の苦しみを受け、或は無理矢理に起された勞働爭議のために犠牲とされ、失業の悲境に投げ込まれ、永久に家族飢に泣くの慘劇を續けつゝあるもの著しく多數に達しつゝあるといふ有様である。

それで果して勞働者の福利増進の爲めといふことが出来るであらうか。更に共産黨の根本戰術である暴力的過激手段は、如何なる結果を生むか。其の戰術として公然指令してゐる、火藥庫、兵器廠、印刷所、發電所の破壊のために、直接に勞働者の受くる慘苦は如何

なるものであらうか。直接には、其處に従事する勞働者の生命を奪ひ、職業を奪ふ上に、間接には、それが爲めに燃料を奪はれ、燈火を奪はれ、其他多くの生活上必要なる物件を奪はれ、生活の不自由、生活の苦境、名狀すべからざる情況に達せざるを得ないのである。

殊に敵飛行機及び敵艦の砲撃により、都下住民の混亂せるに乗じ、放火して火事を起させ、鐵道、水道、道路、電線を破壊し、益々都市を混亂せしめ、一舉にして中央政權の奪取に向ふといふに至つては、勞働者を賣るも甚だしいといはなければならぬ。何となればその爲めに糧道を奪はれ、逃げ路を奪はれ、燈火を奪はれ、暗黒裡に泣き叫ぶ都市住民の大部分は、無産階級であり、勞働者であるからである。

共産黨の犯せる重罪を現行の刑法に照して断ず

共産黨運動の危険毒惡なる事情について、前來五項に分つて之を述べたが、我が日本國家に於て、特に毒惡としてこれを排撃せねばならぬ第一の點は、實に國體を變革する一事、即ち萬世一系の皇位を〇〇し奉らんとする許すべからざる犯罪でなければならぬ。共産黨運動による國家變革

の犯罪は、明らかに叛逆罪である。天皇に對し奉り、弓を引く犯罪である。

天皇の御位置を危からしめんとする大逆罪である。而も皇室に對し奉り危害を加ふる程度は、刑法第七十三條に謂ふ所の

天皇、太皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者云々の危害の程度に比較して、更に一層甚だしきものである。刑法第七十三條の犯罪は、唯だ皇室の御一人に對し奉るものであり、而して一時的の危害に止まるのである。

然るに、共產黨運動の目的とする所は、天皇直系の御親族の一人の而も御身體に對し奉る危害ではないとは謂へ、實に國家組織の上から、その御地位を危ふからしめんとするものである、一時的の危害でなく、永久的の危害を加へ奉らんとするものに外ならないのである。

我が現行刑法第七十三條は、御身體に對し奉る一時的の危害に對し、その既遂、未遂の如何を問はず、悉くこれに死刑を課することを規定してゐるが、國家組織の上からする永久的の危害を我が皇室に對し加へ奉らんとする共產黨運動の犯罪は、寧ろ死刑を以てしても尙足りない、國家的に重大なる犯罪だと謂はねばならない。のみならず、共產黨運動の犯罪はこれ以外にも現行刑法によつて

處断さるべき二大犯罪がある。

その一は、内亂豫備及び内亂陰謀罪であり、

その二は、外患に關する罪、即ち賣國、間諜、抗敵の犯罪である。

然らば共產黨運動の犯罪は、數罪具發の夫れであり、極刑により處断さるべきものである。然らば、刑法上に規定されたこの二大犯罪の規定内容及び課刑の量定は如何なるものであるべきか。

我が刑法第七十八條は、内亂豫備及び内亂陰謀の罪を規定して

内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

とし、可成り重大なる犯罪として取扱つて居る。而して我が刑法が内亂と認むる犯罪は、

一、政府ヲ顛覆シ

二、邦土ヲ僭竊シ

三、其他朝憲ヲ紊亂スル

ことを目的として暴動を爲す行爲である。(第七十七條)

日本共產黨は、その機關紙『赤旗』に於て、昭和三年二月の總選舉に對する指令を發して、次の

如く言つて居る。

『共産黨が、ブルジョア議會に参加するは、ブルジョア國家機關を、内面より破壊する爲めである。……』

ブルジョア國家の、中心にある議會を、内部から破壊する爲めである。

階級闘争の主要なる點は、議會にあるのではない。大衆にある。議會はその一部分である。

議會内に於ける闘争は、階級闘争の根本問題を解決することは出来ない。……』

共産黨は、大衆闘争により、ブルジョア政權を奪取することを目的とする。

大衆闘争は、内亂にまで發展しなければならない。この發展に對して一の補助地點たるものが、議會である。

共産黨の議會参加の意義は、この補助的地點を占領する爲めである。……』

これ明かに、共産黨が内亂的暴動を起さんと陰謀し豫備しつゝあることを、實證するものでなければならぬ。

然らば、刑法の規定する内亂行爲の内容たる、政府を顛覆する件に就ては如何。

この點に於ても、共産黨は『労働者農民の政府を作れ』のスローガンを、到る處に掲げて居り、機關紙『赤旗』に於て、『當面の闘争目標』として指令し

『政權の民衆化デー。』

專制的國家機關の撤廢に、中農小農が一致してやらねばならぬ。

斯くして民衆主義の獨裁政治を樹立すること』

と謂つて居る。更に前述せる國際共産黨が、世界に放つた指令『革命操典』に於て、その最後の

『戦時に於て』の項は、

敗戦の機に乗じて、凡ゆる不滿批難を動員し、政府攻撃に向はしめ、政府顛覆政權奪取に猛進せしめ

敵飛行機及び敵艦の砲撃により……益々都市を混亂せしめ、一擧にして中央政權奪取に向ふ。と強調し、明かに共産黨が政府顛覆を企圖するものなることを實證して居る。

更に『邦土を僭竊する』行爲は、彼等共産黨が、日本國家獨立性を剝奪し、以て労働聯邦に加へんとする意圖により、充分にこれを實證するを得。『朝憲紊亂』行爲は、彼等が萬世一系の皇位を×

×し、即ち我が國體を變革し、以て彼等共產黨一味の專制獨裁政治を樹立することを目的として居る所に、明白に現れて居ると斷ぜねばならない。

共產黨運動の第三の犯罪は、刑法第八十一條乃至第八十八條に所謂『外患に關する罪』であり、即ち『賣國罪』である。共產黨運動に参加せるものは、事毎に『我等の祖國勞農ロシアを護れ！』と叫び、彼等は、彼等の祖國とする農農ロシアの爲め、凡ゆる犠牲を拂つてこれに奉仕せんと努め、而して勞農ロシアの指令にのみ従つて一切の行動を起すのである。

かくて彼等は、日本國內の一般情勢のみならず、殊に愛國團體及び軍隊等が、直接且つ積極的に我が、日本國家を防護すべく努力しつゝある情勢を、逐一勞農ロシアに通報し、更に進んで我が日本國家の内部を攪亂し、愛國運動を破壊し、我が日本軍隊を崩壊せしめ、以て勞農ロシアが我が國家を破壊し亡滅せしむるに都合よからしむべく、活動しつゝあるのである。而してこの目的の爲め、常に豫備的準備的の活動及び陰謀を逞しうして居るのである。

今我が刑法の規定を見るに、

外國ニ通謀シ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ、又ハ敵國ニ與シテ抗敵シタルモノ（八十一條）、要塞、

陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線、其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタルモノ（八十二條一項）ハ死刑ニ處シ

兵器、彈藥、其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタルモノ（八十一條二項）敵國ニリスルタメ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線、其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ破壊シ

若クハ使用スルコト能ハザルニ至ラシメタルモノ（八十三條）ハ死刑又ハ無期懲役ニ處シ

敵國ノタメニ間諜ヲ爲シ、又ハ敵國ノ間諜ヲ補助シタルモノ、及ビ軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏洩シタルモノ（八十五條一項及二項）ハ死刑又ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處シ

前條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ、敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與へ、又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタルモノ（八十六條）ハ二年以上ノ有期懲役ニ處シ

第八十一條乃至第八十二條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタルモノ（八十八條）ハ、一年以上ノ懲役ニ處ス

と規定して居るが、この『外患に關する罪』は、原則として『戦時の場合』を條件として居るが故に、平時これに該當する犯罪を爲すとすも、これを罰する刑法上の規定がないと言はねばならな

平時即ち開戦前又は戦争中でない場合に於ける、如上の犯罪の一部「軍機」に關するものは、軍機保護法其他の特別法によつて處斷することが出来るが、前記賣國罪の凡てに之を適用することが出来ない。

「豫備又ハ陰謀ヲシタル」廉による刑法第八十八條の規定の適用が出来ないではないが、之は刑法學者等の限定した「開戦前」の解釋を餘りに延長し過ぎる嫌ひがある。けれども、共產黨運動の實際の實質的活動状態は、明かに我が刑法に規定した「外患に關する罪」を、平時から常恒的に犯しつゝあるものに外ならない。即ち戦時となれば、勞農ロシアと通謀し、必ずや如上の行動に出ることは、彼等平素の行動によつて、彼等の公言しつゝある所によつて、極めて明白である。彼等は、明かに、自國軍の破壊、自國政府軍隊の敗北を計り、帝國の不利を圖るべく、公言し、行動しつゝあるのだ。これが爲めに帝國軍隊、帝國政府の受くるの實害のみならず、國民の思想的精神的國防力を破壊せらるゝ實害、眞に絶大なりと謂はざるを得ない。

さすれば、これが取締りの爲め、豫防の爲め、刑法上の明文がなければならぬ筈である。若し

ないとすれば、直ちにこれを制定する必要があると謂はなければならぬ。

輕きに失する刑罰

共產黨運動の犯罪が、前記の如くであり、殊に皇室に對する犯罪は明確に兇惡であるに拘らず、この犯罪を處斷すべき確定的なる規定がないので、從來極めて輕微なる刑罰にしか處せられなかつた所から、大正十五年、三派内閣當時に於て、舊治安維持法が制定せらるるに至つたのである。

然るに舊治安維持法に於ては、皇室即ち國體に關する重大犯罪なるにも拘らず、内亂豫備乃至陰謀に關する罪に對する刑罰の程度を以て、即ち十年以下の懲役程度を以て、この共產黨運動の犯罪に科刑することとしたのである。而して國體變革、否皇室に對して組織的常恒的の危害を加へ奉らんとする行爲の方面に對する刑罰は、全く看過され無視されたものとなつて居たのである。斯くの如くんば、國家命運の爲め甚だ不備危険であると謂はなければならぬ。

國體變革に關する犯罪を、斯く輕く取扱ふに至つた原因は、當時の新聞雜誌及び勞働運動者側の反對が、餘りに甚だしかつたことによるであらうが、政府としても議會としても、甚だ迂濶無責任

であつたと断ぜねばならない。

然るに其後に於て田中内閣成立するや、共産黨運動猛烈を極め、昭和三年三月十五日の全國的大
檢舉を受くる程の、未曾有なる思想的犯罪事件を暴露するに至り、同年六月緊急勅令を以て、舊治
安維持法を改定して、國體變革を目的とする結社を組織したる者を死刑、又は無期、又は五年以上
の懲役、若くは禁錮に處することに改正したのである。

茲に於て大體皇室に關する罪として、相當の刑罰が課せられることにはなつたが、其の後、舊治
安維持法及び新治安維持法の適用による裁判の判決例を見るに、十年の懲役に處せられたものは、
極めて稀であり、多くは二年三年の懲役であり、執行猶豫に處せられたものが、極めて多いのであ
る。

これ等執行猶豫を受けた者、又二年三年の刑を受けて既に出獄せる者が、果して日本國家を中心
とする思想及び行動に出るであらうかどうかといふに、決して改悛した形跡を現さないものである。
却つて益々陰險兇猛なる方法を以て、共産黨類似の過激運動を行ひつゝあること、疑ふべくもない
のである。

これは要するに裁判所方面が、この重大なる犯罪に就ての自覺に不足して居る所にあるか、それ
とも流行新聞雜誌の理解振る傾向から、虚榮的に治安維持法反對の聲を擧げて居るのに引き込まれ
たためであるか、ともかく裁判所側の覺醒に待たなければ、國家の爲め甚だ憂慮を禁じ得ないので
ある。

共産黨運動は、皇室に關する罪、内亂罪、賣國罪の三罪俱發の併合罪に外ならぬものである。大
に重く處断すべき犯罪である。この點是非共、司法當局の注意と嚴戒とを要せねばならぬ所であ
る。

共産黨の撲滅に邁進すべし

以上續説し來れる所により、大體共産黨運動の危険毒惡なる點は、指摘し得たと思ふ。この危険
毒惡なることは、予の續説を待つ迄もなく、解り切つたことである。その解り切つたことである筈
の事柄が、國民大衆、世間一般に、案外解つて居らないのである。例へば、地方でも、東京でも、
この種の説明を試むべく講演すると、極り切つたやうに、さういふ事を聞くことは初耳であるとい

ふ者が多いのである。

國民大衆は、未だ眞に共産黨運動が、危険毒惡なる所以を了知して居らないのである。彼等は共産黨事件を新聞で見、實際運動で見る時、それを是認すべきか否認すべきか迷つて居るのである。如何なる態度を以て取扱ふべきか惑つて居るのである。其處に次ぎから次ぎと共産黨運動事件が勃發して来る。國民大衆は、益々迷はざるを得ないのである。

この國民が、共産黨運動の真相とその毒惡性との知識の不足から、迷ひ惑つて居ることが、甚だ危険なのである。何となれば、其處が共産黨の宣傳の付け込み所であるからである。彼等一味の宣傳が着々奏効するからである。

吾人の怪訝の感に堪えないのは、何故に政府はもつと積極的に、共産黨運動の真相とその毒惡性とを、國民によく解るやうに、徹底するやうに、説明するだけの親切さを持たないのであるか。政治家は、教育家は、苟も國民指導の任にある者は、何故これを國民に説明してやらないのであるか。國家が國民が、共産黨運動の翻弄する所となり、荒され放題に荒されても、構はないといふのであるか。國家が彼等のために、亡滅の淵に追ひ込まれたとしても構はないといふのであるか。然ら

ば、彼等の無責任は、國家の名に於て處断されなければならぬのではないか。

共産黨運動が上記に續述し來つたが如く危険毒惡なるものとすれば、當然に撲滅されなければならぬものである。國民は直ちにこれが撲滅運動を開始せねばならぬのである。

けれども、この撲滅運動を起すに當つて、その真相と毒惡なる性質とに就て、知悉して居らなければならぬのである。

然らば、共産黨運動撲滅運動の第一歩は、共産黨運動に對する思想國防の第一着手は、この共産黨運動の真相を國民に知悉せしむるの運動でなければならぬ。政府も國民も、共に眼醒めて相共に、協力一致、舉國總動員の努力を以て、共産黨運動撲滅に邁進すべきである。

若しこの努力を缺くならば、遂に我が國家を亡滅の淵へ送らねばならぬ。さうすることがどうしても國民として許されず堪えられないとすれば、否でも應でも、どうしても撲滅運動を猛烈に起さなければならぬのである。是れには、共産黨の真相を知つて置かなければならぬ。

然らば、共産黨運動撲滅戦は、如何なる方法により如何なる組織により、如何なる形態に於て、行はれねばならないか。それは吾等の攻究を要する緊喫事である。

昭和六年十二月
昭和七年
日印刷
發行

(共産黨を支持する五つの理由)
定價金十五錢



著者 綾川 武治

東京市芝公園八號地二番

發行者 山田 靈林

東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二

印刷者 瀧澤 一郎

東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二

印刷所 株式會社 秀英舍

發行所

東京市芝公園八ノ二
振替東京六一三五番

禪の生活社

終

